

第110号  
令和7年9月

福利

# おたより

## CONTENTS

【予算決算】 令和6年度 決算の概要……………	2	【保健事業】 インフルエンザ予防接種補助について……………	8
【資格】 マイナ保険証への移行について……………	4	【保健事業】 人間ドック・脳ドック・婦人科検診のご案内…	9
【給付】 短期給付事業の一覧……………	6	【年金】 年金制度と支給停止について……………	10
【給付】 公務中や通勤中にケガをしたときは ……	7	【掛金】 標準報酬制について ……………	11
【貸付事業】 団信制度中途加入募集のお知らせ……………	7	【掛金】 3歳未満養育特例制度について ……………	12
【保健事業】 歯科健診のご案内……………	8	【広報】 公立学校共済組合沖縄支部 HP 紹介 ……	12
【保健事業】 育児支援セミナーのご案内……………	8		



# 令和6年度

6月17日に開催された支部運営審議会において、令和6年度の公立学校共済組合沖縄支部の決算が承認されました。その概要をお知らせします。

## ○組合員数



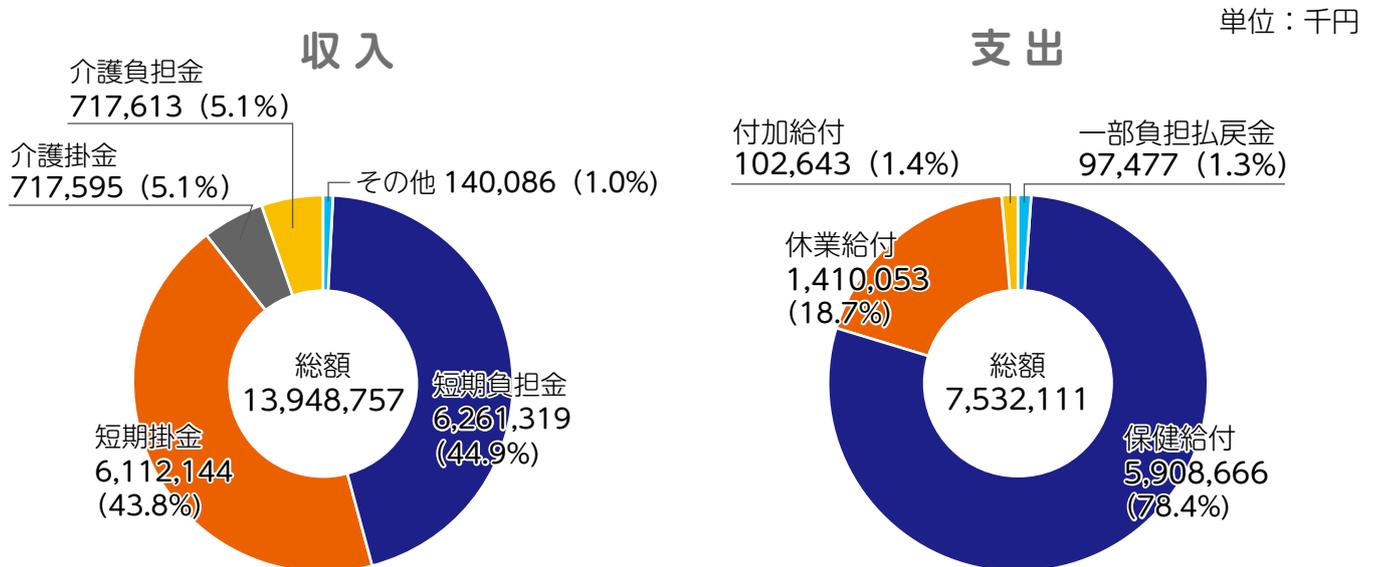
	令和6年度末		前年度比	
	組合員数	被扶養者数	組合員数	被扶養者数
一般組合員	15,715	15,769	220	-27
短期組合員	7,039	2,278	27	-9
任意継続	277	142	39	-1
計	23,031	18,189	286	-37

(人)

## ○短期給付事業

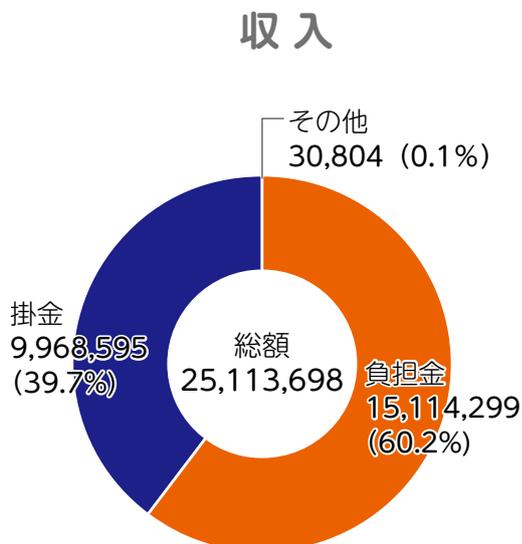
組合員とその被扶養者が病気や負傷したとき、災害にあったとき、出産、休業したときなどに給付を行う経理です。

給付するための費用は、組合員からの掛金と、地方公共団体からの負担金等により賄われています。



※給付財源以外は、公立学校共済組合本部へ送金され、後期高齢者支援金等の拠出金に充当されます。

## ○長期給付事業



組合員の退職、障害、死亡に対する公的年金の給付を行う事業です。

支部では、組合員からの掛金（保険料）と、地方公共団体からの負担金の収納を行っており、収入額は全額、公立学校共済組合本部へ送金し、公的年金の財源となります。



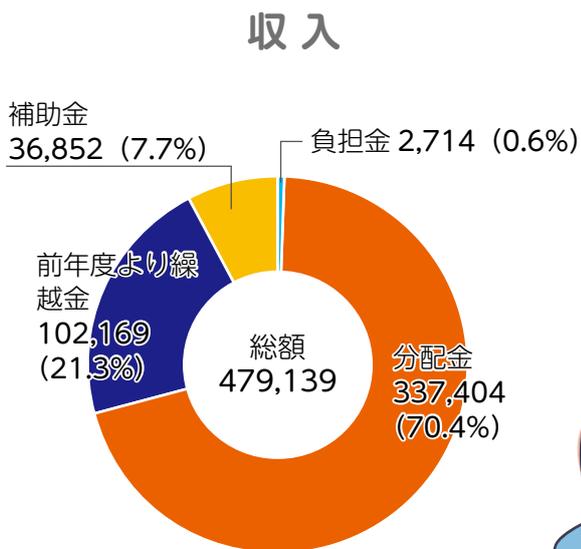
# 決算の概要

## ○保健事業

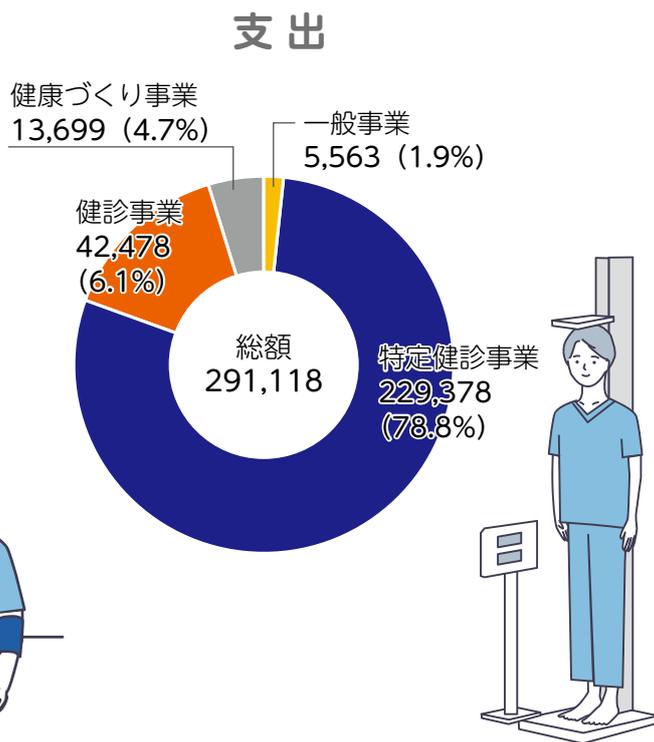
組合員とその被扶養者の健康の保持と、元気回復を図るため、特定健診等事業をはじめ、人間ドック等の健診事業、スポーツ施設利用などの健康管理事業、セミナー等の一般事業に関する事業です。

財源は、公立学校共済組合本部からの分配金と、地方公共団体からの特定健診負担金、事業主や関係団体からの補助金で賄われております。

### ■ 収入状況



### ■ 執行状況



## ○貸付事業

組合員が住宅の取得や車の購入、結婚等のために臨時に資金を必要とする場合に貸付を行う事業です。

### ■ 貸付状況

	貸付金額	件数
一般貸付	83,400	68
住宅貸付	70,700	9
住宅災害貸付	0	
教育貸付	100,532	38
災害貸付	0	
医療貸付	1,200	1
結婚貸付	1,700	1
葬祭貸付	1,400	1
高額医療貸付	0	0
出産貸付	0	0
<b>合計</b>	<b>258,932</b>	<b>118</b>

### ■ 貸付累計残高

(単位：千円)

	貸付金額	件数
一般貸付	282,510	342
住宅貸付	993,964	450
住宅災害貸付	0	0
教育貸付	198,836	108
災害貸付	186	1
医療貸付	5,629	11
結婚貸付	6,036	6
葬祭貸付	5,570	7
高額医療貸付	0	0
出産貸付	0	0
<b>合計</b>	<b>1,492,731</b>	<b>925</b>

# お手持ちの組合員証・被扶養者証の有効期限は 令和7年12月1日までです!!

令和6年12月2日より、マイナ保険証(健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード)を基本とした制度に移行しています。

令和6年12月1日までに発行した組合員証・被扶養者証の有効期限は、令和7年12月1日までとなりますので、マイナ保険証の利用登録がまだの方はお早目にご登録ください。



令和7年12月2日  
から無効になります。

※無効となった組合員証・被扶養者証は自己廃棄してください。

## ※マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく 「資格確認書」を交付します。

- 「資格確認書」は所属所(所属機関)ごとにまとめて、令和7年11月に順次交付します。
- マイナ保険証を保有している方には「資格確認書」を交付しません。
- マイナ保険証を保有している方で「資格確認書」の交付を希望する方は、マイナ保険証の利用登録解除を申請してください。



公立学校共済組合 資格確認書			
本人(組合員)		令和6年8月15日交付	
記号	公立沖	番号	123456 (枝番)00
氏名	コウリツ タロウ 公立 太郎		
性別	男		
生年月日	昭和29年9月1日		
資格取得年月日	令和6年6月1日		
有効期限	令和11年8月14日		
保険者番号	3 4 4 7 0 0 1 3		
保険者名称	公立学校共済組合沖縄支部		
保険者所在地	那覇市京崎 1-2-2		

# マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの？



## より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療／薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。



## 窓口で限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、書類申請手続きをする必要がなくなります。

自己負担限度額

※所得に応じて異なります



窓口負担 (例：3割負担)



## 引越や、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます

転職や転居等による健康保険証の切り替え更新が不要です。  
※新しい保険者へ加入の場合は手続きが必要です。

# マイナンバーカードを安心してお使いいただくために



マイナンバーが他人に見られたとしても、他人が本人になりすまして手続きを行うことはできません。個人情報の保護には十分な安全対策が講じられていますので、安心して利用できます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合においても、カードおよびICチップに個人情報・医療情報は含まれません。そのため、キャッシュカードのように持ち歩いても問題はありませんが、暗証番号は別で管理をしてください。また紛失した場合は、速やかに下記フリーダイヤルにお電話いただき、一時停止手続きをしてください。

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

[平 日] 9時30分から20時00分まで

[土日祝] 9時30分から17時30分まで (年末年始を除く)

## 短期給付の種類 ～請求手続きが必要です～

給付金を請求するときは、所属所(所属機関)にある所定の請求書または公立学校共済組合沖縄支部のホームページより請求書をダウンロードし必要な書類を添えて、所属所(所属機関)経由で提出してください。

◎給付事由が生じた日の翌日から2年以内に請求しないと、給付金が受け取れなくなります。

	給付名	給付の内容	給付額
組合員や被扶養者が病気やけがをしたとき	療養費 家族療養費	1 保険診療において、やむを得ない事情により医療費を全額自己負担したとき 2 保険診療において、医師が治療上必要があると認めたとき(①関節用装具等の治療用装具②はり、きゅう、あんま、マッサージの施術) 3 海外の医療機関で受診したとき(治療を目的として海外で受診した場合は、対象外)	規定により組合で算定し、かつ実費の範囲の額の7割 (注:未就学児は8割、70～74歳は7割又は8割)
病院などに移送されたとき	移送費 家族移送費	組合員または被扶養者が医師の指示により緊急で病院等に移送され、組合が必要と認めたとき	最も経済的な経路・方法により移送された場合の費用により算定した額
出産したとき	出産費 (同附加金) 家族出産費 (同附加金)	組合員及び被扶養者である家族が出産したとき(死産、妊娠85日以上の上流産についても対象) 双生児以上はその産児ごとに支給 ※要件を満たせば退職後も請求できるが、附加金については支給なし	488,000円 (但し産科医療補償制度に加入した出産の場合は500,000円) 同附加金50,000円
病気・育児・介護などで勤務できないとき	傷病手当金 (同附加金)	組合員が公務外の病気又は負傷の療養により勤務することができなくなり、給料の全部又は一部が支給されないとき	1日につき平均標準報酬日額×3分の2 平均標準報酬日額=傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間における各月の標準報酬月額÷12
	出産手当金	組合員が出産し、出産前42日、出産後56日以内において勤務に服することができない場合で、給料の全部又は一部が支給されないとき	傷病手当金と同様
	休業手当金	組合員が家族の介護などで欠勤し、給料の全部又は一部が支給されないとき	標準報酬日額×50/100×日数 ※事由により給付日数が異なる
	育児休業手当金	組合員が子を養育するため育児休業を取得し、給料の全部又は一部が支給されないとき	標準報酬日額×67/100×180日まで 標準報酬日額×50/100×残日数
	育児休業支援手当金	育児休業等に係る子の出生後(女性は産後休業後)から56日以内に組合員とその配偶者の両方が通算して14日以上育児休業等を取ったとき	1日につき標準報酬日額×100分の13 最大28日間支給(給付上限額あり)
	育児時短勤務手当金	組合員が2歳未満の子を養育するため育児時短勤務等をしたとき(育児部分休業も対象)	減収後の報酬額の最大10% (給付上限額あり)
災害にあったとき	災害見舞金 (同附加金)	非常災害により組合員の住居や家財に損害を受けたとき	損害の程度により算定 標準報酬月額×0.5～3か月
死亡したとき	埋葬料 (同附加金)	組合員が公務によらないで死亡したとき	埋葬料 最大50,000円 同附加金 最大25,000円
	家族埋葬料 (同附加金)	被扶養者が死亡したとき	家族埋葬料 50,000円 同附加金 25,000円
	弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡したとき	標準報酬月額×1
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡したとき	標準報酬月額×0.7

※マイナ保険証、資格確認書等を提示して診療を受けた場合は自動給付されます。

## 公務中(業務中)または通勤中にケガをしたときは？

公務中(業務中)や通勤途中で発生した病気や負傷のうち、公務災害の認定を受けたものについては地方公務員災害補償基金の給付対象に、労働災害の認定を受けたものについては労災保険制度の給付対象となるため、マイナ保険証等を使用して医療機関で治療を受けることができません。

公務中(業務中)や通勤途中で発生した病気や負傷の治療を受ける際は

- 受診医療機関に対して、公務中(業務中)や通勤途中で発生した負傷等であることを必ず伝えてください
- 公務災害(労働災害)認定申請を行ってください

なお、災害認定申請については、各所属所または所属機関の担当者へお尋ねください。



## 交通事故などにあつた場合は共済組合へご連絡を

組合員や被扶養者が交通事故にあつた場合や、他人からケガをさせられた場合など、第三者の加害行為により負傷したときの医療費については、本来、その負傷させた相手(加害者)が負担するべきものとなっています。しかし、治療のためにかかった医療費を直ちに加害者に負担させることが困難な場合はマイナ保険証等を使用して治療を受けることもできますが、使用前に必ず共済組合へ連絡が必要です。

交通事故等にあつたときは

- ⚠️ 警察に届け出る
  - ⚠️ 医師の診断を受ける
  - ⚠️ 安易な示談はしない
- を心がけましょう。

## 住宅関連の貸付け、教育貸付けを返済中の皆さまへ

募集期間  
令和7年10月～11月

団信に入りそびれたあなた！  
今からでも間に合います！

年に1度の「もしも」に  
備えるチャンスです!!

住宅貸付けなどの返済は、長期間にわたります。返済中に想定されるリスクは、できる限り回避したいものです。

「**だんしん**」と「**債務返済支援保険**」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。

### 万一のために

対象貸付けの借受人のうち、すでに約8割の方が加入されています。(令和6年度末時点)

**だんしん** とは

団体信用生命保険のことで、借受人の方が、貸付金の償還途中に**万一死亡**したり、**所定の障害状態**となったりした場合に、**貸付金残高(債務)相当額が保険金として支払われる**制度です。

**債務返済支援保険** とは

借受人の方が、返済中に病気やケガで**長期間就業障害**となった場合、毎月の**返済金相当額(平均返済月額)**が**保険金として3年を限度に支払われる**制度です。

### 気になる保険料充当金は

(例)

**だんしん** 貸付金残高 500万円の場合 → 12,000円/年 (1000円/月)

- \*返済による貸付金残高の減少に伴って、保険料充当金は毎年通減します。
- \*保険料充当金は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者の規模、保険金の支払実績等に基づき料率の見直しを行い、加入応答月から変更する場合があります。

**債務返済** 平均返済月額 1万円の場合 → 1,104円/年 (92円/月)

- \*保険料充当金は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者の規模、保険金の支払実績等に基づき料率の見直しを行い、加入応答月から変更する場合があります。

### 債務返済支援保険 保険料の 誤表記について

本部広報誌「共済フォーラム」2025年3月号で、令和7年4月からの債務返済支援保険の保険料充当金を貸付金の平均返済月額1万円につき、月額107円とご案内していましたが、正しくは**月額92円**でした。

訂正してお詫言いたします。

なお、当年度すでに保険料充当金をお支払いいただいている方については、正しく計算された金額で徴収しておりますので、ご安心ください。

お申込  
方法は

募集期間中に加入を希望される場合は、「**団信制度適用申込書**」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

お申込方法等の詳細に係るお問い合わせ先：沖縄支部 貸付担当 TEL: 098-862-5239

●「**債務返済支援保険**」は、「**だんしん**」と同時に申し込む必要があります。

●制度内容等の詳細については、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

■トップページ→組合員専用ページログイン→(貸付事業) 団信制度のご案内→「**団信制度適用申込の手引**」(パンフレット)はこちら

組合員専用ページの  
ログイン画面▶



## 歯科健診のご案内

【歯科健診】健康なからだは健口（けんこう）から！（歯周病は全身に影響します。）

●対象者：令和7年4月1日現在、25・30・40・50歳の組合員

●受診の流れ

受診希望者は、沖縄県歯科医師会会員の歯科医院※1へ予約を入れてください。

受診予定日の2週間前までに、当支部へ歯科健診受診申込書※1を提出してください。  
『歯科質問票及び口腔健診票』を所属所あてに送付します。

受領した『歯科質問票及び口腔健診票』に必要事項を記入してください。

『歯科質問票及び口腔健診票』及び「本人確認書類※2」を持参し、受診してください。

※1 当支部ホームページにて『歯科健診受診申込書』及び医療機関一覧を確認することができます。

※2 次の(1)から(3)のいずれかをご持参ください。

(1)マイナポータルの資格情報画面 (2)資格確認書 (3)現行の組合員証

●受診期間

**令和7年10月末日までです！**

自己負担  
なし！



### 注意

1 受診券・『歯科質問票及び口腔健診票』は**受診当日に医療機関へご提出ください。**

2 受診期間終了前は予約が混み合い受診できないこともありますので、  
早めに医療機関へ予約し、受診してください。

※受診券の提出が無い場合や受診期間以外に受診した場合は、全額自己負担となります。

## 育児支援セミナーのご案内

令和7年度においても、育児支援セミナーを開催予定です。

募集の詳細につきましては、9月上旬頃に所属所へお知らせいたしますので、ぜひご応募ください。

実施日	開催会場	対象者	募集定員
令和7年10月21日(火) 11:00～15:20	EM ウェルネス 暮らしの発酵ライフスタイルリゾート	産前・産後休業中 育児休業中の組合員	60名

【講師】 栄養講座編 「食で育む子どもの未来」 大城 ゆか（栄養士）

育児講座編 「自己肯定感アップほめ愛講座」 ほり えりみ（ママの元気サポータークラブ代表）

【共催】 沖縄県教職員互助会、沖縄県教職員共済会

## インフルエンザ予防接種補助

インフルエンザの防止、重症化の抑制を図るため、予防接種の一部を補助します。

**対象期間** 令和7年10月～2月末日の間にインフルエンザ予防接種を受けた組合員本人

**補助額** 1,000円（年度間1回限り）

**請求手続** 「予防接種助成金請求書」に予防接種を受けた際に発行される領収書の原本を添付し、沖縄県教職員互助会あてに送付してください。

**提出期限** 令和8年3月5日（木）※必着

# 人間ドック・脳ドック・婦人科検診等のご案内 受診期間は令和7年12月末までです！



## 人間ドック・脳ドック

受診券を忘れずに



●ドック受診を希望した組合員の方には、左記の受診券を所属所に送付しています。**受診当日に医療機関へご提出ください。**

※提出がない場合全額自己負担となります。

●**受診期間は12月末日までです。**

12月は混み合い、予約が取れないこともありますので、当支部ホームページに掲載の指定医療機関をご確認のうえ、早めに医療機関へ予約し、受診してください。

※受診券の提出が無い場合や受診期間外の受診は、全額自己負担となります。

※紛失等により受診券の再発行を希望する場合は、「1日人間ドック・脳ドック再発行届書」を受診日の2週間前までに当支部までご提出ください。

## 婦人科検診

●女性組合員\*及び被扶養配偶者へ『婦人科検診受診券』を配布しています。

**受診期間は12月末日までです。**

※人間ドックのオプションで婦人科検診を受診する組合員は重複利用出来ません。

※当支部ホームページにて医療機関一覧を掲載しています。



## QUPIO Plus (クピオプラス) をお届けします

今年度も生活習慣病の発症対策として、40歳以上の特定健康診査を受診した組合員・被扶養者のみなさまへ、健康読本冊子「QUPIO Plus」を10月以降に順次お届けします。

ご自身の健診結果を元に、健康情報の詳細が掲載された冊子となりますので、ぜひ今後の健康づくりにお役立てください。

## 保健指導を受けましょう！（無料）

健診の結果により、生活習慣病の発症リスクが高い方へ生活習慣改善のための保健指導を行っています。無料で専門職（保健師、管理栄養士など）のサポートを受けることができますので、ぜひご利用ください。

【対象者】38歳以上の生活習慣病の発症リスクが高い方

※対象の方へ当支部から保健指導のご案内をいたします。

当日保健指導が可能な場合は、医療機関から案内があります。

その他、病院で保健指導を受ける以外にも、対面型・オンライン型の保健指導も可能です。



# 知っておきたい 年金制度と支給停止について

## 年金制度

公的年金制度は、すべての国民に共通する国民年金(基礎年金)、その上乗せとして厚生年金という2階建てのしくみをとっています。

また、公務員については「経過的職域加算額」「年金払い退職給付」(\*)など公務員独自の上乗せの年金があります。

(\*)経過的職域加算額：H27年9月までの組合員期間について支給

年金払い退職給付：H27年10月以降の組合員期間について支給



## 年金の支給停止

老齢厚生年金等の受給者が、一般組合員として在職しているときや、民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき(短期組合員として在職しているときを含む)、年金の全部又は一部が支給停止されることがあります。(在職支給停止)

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(\text{年金の月額} \times 1 + \text{賃金の月額} \times 2) - 51\text{万円} \times 3\} \times 1/2$$

※1 老齢厚生年金の月額(経過的職域加算額、加給年金額等を除く)

※2 標準報酬月額 + (過去1年間に支給された賞与 × 1/12)

※3 基準額は、賃金や物価の変動により改定されることがあります

●一般組合員として在職中の方は、年金月額及び賃金月額にかかわらず上記の表の3階部分が全額支給停止となります。

# 標準報酬制とは??

共済組合の掛金（保険料）や給付金は、「標準報酬」と「標準期末手当等の額」に基づいて算定されます。「標準報酬」は組合員の方が各月に受けた報酬により算定した「報酬月額」を「標準報酬等級表」に当てはめて決定し、「標準期末手当等の額」は期末手当・勤勉手当等の額に基づいて決定します。この仕組みを「標準報酬制」といいます。

## Q 「標準報酬」算定の基となる報酬とは？



**A** 「標準報酬」算定の基となる報酬には、基本給と手当（地域手当、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当など）の全てが含まれます。ただし、臨時に受けるもの（期末手当、勤勉手当等）は含まれません。報酬は、固定的給与と非固定的給与に分類されます。



固定的給与：基本給、扶養手当、通勤手当など月単位で一定額が継続して支払われる報酬  
 非固定的給与：時間外勤務手当、休日勤務手当など勤務実績に応じて支払われる報酬



## Q 標準報酬月額の決定や改定にはどのような種類があるの？

種類	対象者	算定方法	決定・改定の時期
資格取得時決定	新たに組合員の資格を取得した者	資格取得した月の報酬を標準報酬等級表に当てはめる。	資格を取得したとき
定時決定	毎年7月1日において組合員である者	4月から6月までの報酬の平均額を標準報酬等級表に当てはめる。	毎年9月
随時改定	報酬の額が著しく変動した者	固定的給与に変動があった月以降の3か月間の報酬の平均額を標準報酬等級表に当てはめる。	固定的給与の変動があった月から4か月目
育児休業等終了時改定	育児休業等を終了した者	休業終了日の翌日が属する月以降の3か月間の報酬の平均額を標準報酬等級表に当てはめる。	育児休業等終了日の翌日から4か月目
産前産後休業終了時改定	産前産後休業を終了した者	休業終了日の翌日が属する月以降の3か月間の報酬の平均額を標準報酬等級表に当てはめる。	産前産後休業終了日の翌日から4か月目

## Q 4月、5月、6月は、例年、年度の切り替わりなどで残業が多いけど、それで定時決定した場合には掛金が高くなってしまおうの？



**A** 3か月間の報酬の平均額が上がると、掛金は高くなります。しかし、例年その時期が忙しく残業が多い場合、それぞれの要件\*に該当し、本人の同意書と所属所の申立書を提出することで、「保険者算定」により、過去1年間の平均額で報酬を決定することができます。



例

現在の標準報酬月額  
34万円

過去1年間の平均額  
36万円

4月～6月までの平均額  
41万円



保険者算定  
36万円

### ※ 定時決定の保険者算定要件

- ① 4月～6月の報酬により算定した標準報酬月額と前年の7月から当年の6月までの1年間の報酬の平均により算定した標準報酬月額に2等級以上の差があること。
- ② 2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。

標準報酬等級表は、沖縄支部ホームページでご覧いただけます。  
 トップページ→沖縄支部について→福利厚生事務の手引き→共済組合の概要

